不適切な服務管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 大阪北視覚支援学校 | 職務専念義務の免除について、要件に該当しないものを承認していた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 承認日 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | 免除願の理由 | | Ａ | 令和３年  ５月21日 | 午前８時30分から  午後５時00分まで  （全日） | 気象警報（大雨警報）が発令されたため、居住の地域の小学校、保育園が臨時休業となり、子を自宅でみる必要があるため | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【地方公務員法】  （職務に専念する義務）  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  三　前２号に規定する場合を除くほか、人事委員会（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長）が定める場合  【職務に専念する義務の特例に関する規則】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 | | 誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、年次休暇として処理を行った。  　検出事項の原因は、申請者が服務の取扱いについて誤った認識を持っていたことと、直接監督責任者の確認不足にある。  　再発防止策として、直接監督責任者が服務に係る申請の承認を行う際には、複数人でその要件の確認を確実に行うことにより、チェック体制を強化した。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月28日）